

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（外務省）

項目名	日仏部隊間協力円滑化協定（R A A）（仮称）に基づくフランス軍に対する課税免除措置の創設											
税目	複数税目											
要望の内容	<p>日仏R A Aは、共同運用及び演習を円滑化すべく、自衛隊及びフランス軍の相互訪問に関し、一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続や同部隊の地位を定める内容とすることを予定するもの。</p> <p>現在交渉中の日仏R A Aにおいて、協定に基づきフランス軍を受け入れる際、訪問部隊による公用品の輸入等に係る関税及び内国消費税等の免除や、訪問部隊が日本国内で公用に供する資材等及び役務の取得又は利用に関し、接受国の部隊と同等の条件を適用する旨の規定が盛り込まれる見込みである。同協定については、令和6年度中に署名に至る可能性もあることから、それらの規定を実施するための課税免除措置の創設を要望。</p> <table border="1" data-bbox="903 846 1501 1016"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>日仏R A Aにより、自衛隊及びフランス軍の部隊による演習及び共同訓練の円滑な実施が可能となり、日仏間の安全保障協力が飛躍的に向上し、我が国の安全・安心の向上に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日仏R A Aにおいては、訪問部隊の公用品輸入等に係る免税や、公用品の取得・利用に関し接受国の部隊と同等の条件を適用する形での免税を検討しており、必要な課税免除措置を講ずることとしたい。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	日仏R A Aに基づき、自衛隊とフランス軍の間の共同運用及び演習を円滑にし、インド太平洋地域の平和と安定に対する日仏両国のコミットメントを確固たるものとする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	日仏R A Aにおいては、訪問部隊の公用品輸入等に係る免税や、公用品の取得・理由に関し接受国の部隊と同等の条件を適用するかたちでの免税を検討しており、必要な課税免税措置を講ずることは妥当。日豪R A Aにおいても、今回と同様の税制改正要望を提出し、免税措置が講じられた。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>今般初めて要望するもの。</p>	